

平成 23 年 1 月 12 日

福島県に働く外国人労働者の法的保護について考えよう！

～ 全国から弁護士さんが集合 アジアの国と福島がともに手をたずさえあって！～

シンポジウム「外国人研修・実習生の権利をどう守るのか

～ 送り出し国の現状と裁判事例に見る課題～」(主催：福島大学)を開催します。

日頃は本学の各種事業へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

- 1．福島大学では「地域貢献特別支援事業」として、地域が直面する課題を積極的に取り上げ、大学がその課題解決に向けて専門家のネットワークを生かした事業を展開しています。その一環として取り組んでいる、福島県内に就労・研修する外国人労働者の人権保護を目指す取り組みもおかげさまで三年目に入りました。

県内でも現在、約 2500 名の外国人研修・技能実習生らが就労研修しており、2008 年の福島労働局の調査では、その約 8 割で最低賃金法違反など外国人への違法な就労の強制が報告されています。

- 2．2009 年には、県内中島村の縫製会社で就労・研修していたベトナム人の女性実習生 8 名が、給与不払いや預金横領などにあい、当時全国紙やテレビでも大きく取り上げられ、福島県庁での本人らの涙ながらの記者会見が報道され全国から注目をされました。

現在、福島地裁白河支部で、未払い給与と慰謝料の支払いを求める裁判が進行しています。2011 年 4 月には、帰国した実習生らと、ベトナムの送り出し機関の関係者が、裁判で証言をするために来日します。(合計 3 名)

- 3．在留中に、トラブルにあいいったん本国に帰国したのちに、再度来日し、裁判で証言に立つことは全国でもほとんど例はありません。また、ベトナム人実習生に関しては全国で初めてのケースになります。

- 4．今回のシンポジウムは、研修・技能実習生の法的権利を保障し、未払い給与や慰謝料の支払いを求めて全国で起こっている裁判を中心になって担当している、「外国人研修生問題弁護士連絡会」(全国に会員弁護士 120 名)と大学が共同で企画し、外国人労働者の法的保護、人権擁護の取り組みについて話し合う、全国でも初めての取り組みです。弁護士は、九州、東海、関東、東北などから 10 名ほどが参加し、裁判事例の報告が行われます。

記

シンポジウム「外国人研修・実習生の権利をどう守るのか
～送り出し国の現状と裁判事例に見る課題～

日時：2011 年 2 月 5 日（土）14：00 - 17：00

会場：「コラッセふくしま」（JR 福島駅西口 1 分 5 階特別会議室）

シンポジウム報告者 基調報告 坂本恵 福島大学行政政策学類・教授
「研修生弁護士連絡会の取り組み」指宿 昭一 弁護士
「九州での最近の裁判事例報告」 小野寺信勝 弁護士 ほか
「日中友好協会の取り組み」 長尾 光之 日本中国友好協会会長
「東栄衣料裁判と福島県労連の取り組み」小川英雄 福島県労連前議長

入場無料・要申込

主催：福島大学（地域貢献特別支援事業） 協賛：外国人研修生問題弁護士連絡会
参加申し込み：

参加者氏名・団体・住所・TEL 記入の上、福島大学地域連携課宛
FAX 024 - 548 - 5244（締め切り 2 月 2 日水）まで

以上

お問合せ先 福島大学坂本恵研究室
024 - 548 - 8301 （TEL / FAX）
sakamoto@ads.fukushima-u.ac.jp

外国人研修・実習生の権利をどう守るのか ～送り出し国の現状と裁判事例に見る課題～

2011年2月5日（土） 14：00－17：00

会場「コラッセふくしま」（JR福島駅西口1分5階特別会議室）

シンポジウム報告者 基調報告 坂本恵 福島大学行政政策学類・教授
「研修生弁護士連絡会の取り組み」 指宿 昭一 弁護士
「九州での最近の裁判事例報告」 小野寺信勝 弁護士 ほか
「日中友好協会の取り組み」 長尾 光之 日本中国友好協会会長
「東栄衣料裁判と福島県労連の取り組み」 小川英雄 福島県革新懇

（演題は仮題です。当日変更になることがあります）

入場無料・要申込

主催：福島大学地域貢献特別支援事業 協賛：外国人研修生問題弁護士連絡会

参加者氏名・団体・住所・TEL記入の上、福島大学地域連携課宛FAX 024-548-5244（締め切り2月2日水）